議案第６９号

福島県双葉郡川内村条例改正請求について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項の規定による条例の改正の請求を受理したので、同条第３項の規定により、意見を付けてこれを議会に付議する。

令和　８年　９月　８日提出
川　内　村　長　　遠　藤　雄　幸

令和　８年　９月　　日議決
川内村議会議長　　渡　邉　一　夫

村長	副村長	総務課長	所管課長	係長

川内村役場 受 8.7.15 発 付 収
川内村役場 受 8.8.28 発 付 収

福島県双葉郡川内村条例改正請求書

川内村条例改正請求の要旨

一　請求の要旨（千字以内）近年の物価上昇により高齢者を取り巻く生活環境は変化している一方、人生百年時代を見据え、高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりが一層重要となっています。長年にわたり地域社会の発展に貢献してこられた高齢者に対し、敬意と感謝の意を表するとともに、生涯学習や文化・芸術活動、スポーツ、地域活動などへの積極的な参加を促進し、スキルアップや文化的教養を深める機会の充実を支援することで、健康寿命の延伸や生きがいづくり、社会参加の促進につなげることを目的としています。このため、敬老祝金の支給額を増額し、高齢者福祉の一層の充実を図るとともに、長寿を地域全体で祝い、誰もが生涯にわたり活躍できる地域社会の実現に資するため、本条例の改正を求める。

二　請求代表者
住所　福島県双葉郡川内村[redacted]
氏名　[redacted]
生年月日　[redacted]
性別　[redacted]

右のとおり地方自治法第七十四条第一項の規定により別紙条例案を添えて条例の改正を請求いたします。

令和八年七月15日

福島県川内村長　殿

○川内村敬老祝金支給条例 【改正案】

（目的）

第1条 この条例は、高齢者に対して敬老祝金（以下「祝金」という。）及び特別敬老祝金（以下「特別祝金」という。）を支給し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

（受給資格）

第2条 祝金は、9月 15 日現在 75 歳以上で、本村に住所を有する者に支給する。

2 特別祝金は、その者の誕生日において引き続き3年以上本村に住所を有する者で、満 100 歳に達した者に支給する。

（受給資格の特例）

第3条 本村に引き続き 30 年以上の住所を有した者が介護保険法（平成9年法律第 123 号）第 13 条第1項各号に規定された施設に入所又は入居するため施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設が所在する市町村で特別祝金等の支給対象でない者に限り、特別祝金の支給対象者とすることができる。

（支給の額）

第4条 祝金は、次の表に定める額とする。

年齢区分	祝金の額
75歳以上	20，000円

2 特別祝金は、次の表の区分にしたがい、それぞれ定める額とする。

区分	特別祝金の額
本村に引き続き 10 年以上 30 年未満の住所を有する者	50,000 円
本村に引き続き 30 年以上の住所を有する者	300,000 円
前条に該当する者	300,000 円

3 祝金及び特別祝金は、現金により支給する。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りでない。

（支給期日）

第5条 祝金は、毎年9月 15 日から起算して2週間以内に支給する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 特別祝金は、100 歳の誕生日に支給する。

（祝金の辞退）

第6条 祝金及び特別祝金は、これを受ける者の都合により辞退することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

○川内村敬老祝金支給条例　【現　行】

（目的）

第1条　この条例は、高齢者に対して敬老祝金（以下「祝金」という。）及び特別敬老祝金（以下「特別祝金」という。）を支給し、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。

（受給資格）

第2条　祝金は、9月15日現在75歳以上で、本村に住所を有する者に支給する。

2　特別祝金は、その者の誕生日において引き続き3年以上本村に住所を有する者で、満100歳に達した者に支給する。

（受給資格の特例）

第3条　本村に引き続き30年以上の住所を有した者が介護保険法（平成9年法律第123号）第13条第1項各号に規定された施設に入所又は入居するため施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者であって、当該施設が所在する市町村で特別祝金等の支給対象でない者に限り、特別祝金の支給対象者とすることができる。

（支給の額）

第4条　祝金は、次の表の年齢区分にしたがい、それぞれの定める額とする。

年齢区分	祝金の額
75歳以上85歳未満	5,000円
85歳以上	8,000円

2　特別祝金は、次の表の区分にしたがい、それぞれ定める額とする。

区分	特別祝金の額
本村に引き続き10年以上30年未満の住所を有する者	50,000円
本村に引き続き30年以上の住所を有する者	300,000円
前条に該当する者	300,000円

3　祝金及び特別祝金は、現金により支給する。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りでない。

（支給期日）

5条　祝金は、毎年9月15日から起算して2週間以内に支給する。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　特別祝金は、100歳の誕生日に支給する。

（祝金の辞退）

第6条　祝金及び特別祝金は、これを受ける者の都合により辞退することができる。

（委任）

第7条　この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

意　見　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項の規定に基づき川内村敬老祝金支給条例（平成２７年川内村条例第１４号）の改正の請求が請求代表者である志田篤氏から提出されましたので、同条第３項の規定により、次のとおり意見を申し上げます。

１．事業の経緯と見直しの背景

本村の敬老祝金事業は、多年にわたり社会の発展に貢献してこられた高齢者の長寿を祝福し、敬愛の意を表することを目的として実施してまいりました。

しかしながら、人口の推移、経済・地域社会の将来像から川内村の今後の財政運営を考慮すると、真に支援を必要とする福祉施策への転換を図ることが重要であることから、令和５年３月の第１回議会定例会全員協議会において敬老祝金支給条例改正の情報提供を行い、その後、老人クラブ連合会や民生児童委員協議会等に対しても事前に情報提供を行いながら１年間の周知期間をおいて、７５歳以上８５歳未満の敬老者は6,000円から5,000円に、８５歳以上の敬老者は10,000円から8,000円に見直し等を行う川内村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を令和６年３月第１回議会定例会に提案し、議員全員の賛成により可決した経緯があります。

このことから現行の制度内容は、社会情勢の変化、並びに他の高齢者福祉事業との全体的なバランスを慎重に考慮したうえで議決されたものであり、相応の妥当性を有するものです。

２．財政への著しい影響と持続可能性

直接請求により提出された川内村敬老祝金支給条例の改正内容は、75歳以上の敬老者に対して20,000円の支給となることから、令和８年９月１日現在の住基人口から支給額を試算すると、総額12,200,000円となり、現行の支給額から8,367,000円の増額になるため、本村財政に与える影響は極めて重大であります。

本村は、少子高齢化の加速に伴い、将来的に自主財源が限られる中、社会保障関連経費の必然的な増大が予想される厳しい財政環境にあります。このような状況下において、特定の現金給付を大幅に増額することは、単年度の一般財源を圧迫するのみならず、将来にわたる持続可能な財政運営および財政健全性を著しく損なう恐れがあります。

また、限られた公的財源を継続的かつ安定的に運用するためには、特定の現金給付事業に財源が偏重することのないよう、慎重に判断をしなければいけないと考えております。

３．現行条例の妥当性と福祉施策全体の方向性

現行の制度は、敬老の意を表するという事業本来の目的を果たしつつ、村の財政規模に応じた現実的かつ適正な水準を維持しており、その妥当性は十分に確保されています。

高齢者福祉の真の充実においては、一律の現金給付の増額にとどまらず、医療・介護サービスの質の向上、移動手段の確保、日々の生活支援体制の拡充など、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「総合的な福祉基盤の構築」こそが最優先されるべき課題と考えます。

したがって、現行の敬老祝金水準を維持し、限られた財源をこうした直接的・実質的な福祉支援事業へ優先的に配分することこそが、村全体および高齢者住民全体の福祉増進に資するものと確信しております。

なお、今回提出された条例改正案にあっては、提案時に必要となる「川内村敬老祝金支給条例の一部を改正する条例」の改め文がなく、また、施行年月日の表記も抜けていることから、立法技術上の補完が必要となります。

今後も住民皆様のより一層の理解促進のため、適切な情報発信や周知に努めてまいります。